

交際費、氏名不記載は損金不算入

Q : 5,000円以下の飲食交際費で、接待相手の氏名の記載のないものはどういう取扱いになりますか？

A : 損金不算入となります。

【解説】

飲食接待費で、5,000円以下のものを損金算入するには、次に掲げる事項を記載した書類を保存しておかなければならないこととされています。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称(店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称)及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所もしくは居所又は本店もしくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項

したがって、この飲食交際費を損金に算入するには、領収書等に記載されている飲食費の金額、年月日、支払の店名等に加えて、接待した相手先の名称、氏名及びその関係、飲食に参加した人数を記録して保存しておかなければならず、要件を満たさないものは損金に算入できませんので注意してください。

